

第26回 函館市自治基本条例策定検討委員会要旨

日時 平成20年9月16日(火) 18:30~20:30

場所 函館市役所8F 第2会議室

1. 開会

2. 条例の見直しについて

(横山委員長)

第23回目の委員会において、条例の見直しについての条文は是非は入れるべきであり、また社会情勢の変化に対応するためにも5年以内に検証を行なって見直しの検討をすべきであるという議論を行なった。さらに、見直しの手法は市民の声を反映すべきである、市民主体の見直しのための検討組織をどうするのか、というあたりを議論してきた。

そういった議論を踏まえて庁内検討プロジェクトチームから素案が提出されたので、説明をお願いしたい。

庁内検討プロジェクトチームより資料に基づき説明

(横山委員長)

私たちの議論を踏まえて、こういう素案が出来てきたわけだが、皆さんいかがか。

私としては、第1項と3項がわかりづらい感じがした。ここのところだけ、少し心配である。

(板本委員)

1項と3項は、同じようなことを言っていて、どこが違うのかよくわからない。

(川田委員)

たぶん決定的に違うのは、検討と検証なのだと思う。

(横山委員長)

確かに、条例が社会情勢の変化に対応した内容になっているかどうかの検討と、条例の趣旨に沿ったまちづくりが進められているかどうかの検証ということで、違いがあることはあるのだが、わかりにくい表現になってしまった感じがする。

(川田委員)

第1項は、条例そのものの検討と必要な措置で、第3項は条例に沿って行政側が動いているかどうかを検証ということでよいか。

(横山委員長)

そうです。しかし、ちょっとわかりにくいような気がする。板本委員は、この議論を行なった委員会を欠席していたのだが、やはりそういう人を見ると余計わからないだろうか。

(板本委員)

わからない。言っている意味は、聞けばわかるけれども。ただ、条例の検討も、まちづくりが進められているかの検証とは重なる部分があると思う。当然、実際の活動と条例がリンクしているかというのは、重なる部分があるので非常にわかりにくい。

(横山委員長)

つまり検討委員会のメンバーでもわかりにくいということは一般市民が見ても全然わからないと思う。どうしたらよいだろうか。

市長の責務のほうにそれを入れてしまえば、少しは良いのではないかという気もする。あるいは今、板本委員の言ったように、第3項のような内容は、第1項とかなり重なっているので、場合によってはなくても良いのではないかということだが。ただ、もし第3項を無くすのであれば、第1項で定めている期間を5年から4年ぐらいにしなければ駄目かもしれないが。

(板本委員)

ただ、この5年というのは5年を超えない期間ごとにだから、5年以内だったら3年でも4年でもいいのではないか。

(横山委員長)

やはり“5年を超えない”とした場合には、よほどのことがなければ一般的には5年ぎりぎりで行なわれると思う。

(板本委員)

それを補完するのが第2項。第2項では“検討組織を設けて”となっているが、これも抽象的な言い方である。検討組織というのは必要な都度設けるのか、それともある時期にどんとやって継続してやるのかということがあると思うが。

(川田委員)

それについては、議論した結果こうなったもので、やはり組織としては、その都度作ることにしたいという結論となった。

(板本委員)

ただ、そうすると単発だと実際の進み具合というのはなかなかかわからないと思う。ある程度、年に何回か継続して初めてわかることじゃないかと思う。突然委員を集めて、これをどう思いますかというふうにそれで検討ができるのかという疑問はある。

(横山委員長)

板本委員がお休みされた会だが、これまでに自治推進会議についての議論はもうだいぶ行われており、それで自治推進会議というような形のは作らないということになった。

(板本委員)

これは市長が召集するのか。

(横山委員長)

そうです。

(板本委員)

個人的な意見だが、そうするとますます市民自治というものからずれるような気がする。

(横山委員長)

そこで第3項に書かれているようなものを実施しようということになった。

つまり、自治推進会議のようなものは設けないが、条例そのものの見直し云々よりも、条例に沿ったまちづくりが行なわれているかということを検証し、そして公表するというものを入れた。ただそれを文章化すると、また非常にわかりにくい感じは私は持っているのだが。

文章表現を直して、この第3項の趣旨を上手く活かすことができれば一番望ましく、それが検討委員会の議論を一番踏まえた形になるのだが。庁内検討プロジェクトチームのほうでは、第1条1項と第1条3項について、印象的に非常に似通ったものだ、ちょっと誤解を受けやすいといった意見は出なかったか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

確かに作成した際には、非常に似通っているのですが、今日の会議次第だと思っていた。第1項と第3項をくっつける可能性もあるかもしれないということも議論させてもらった。内容については、先ほどのお話のとおり、第1項は条例のそのものについての見直しという趣旨で、第3項については条例の運用、行政側が条例に対してどのようにやっているのかといったようなことを検証する、という形で作らせてもらったが、ご指摘のとおり、ちょっと見た目としてわかりづらいというのは否めないとは思っていた。

(横山委員長)

素案の第3項を市長の責務のほうに入れると、少しはすっきりするだろうか。やっぱり同じこと

で、誤解を招くと思うか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

市長の責務の条文の趣旨として、今現在入っている項目というのが、リーダーシップに関することや、効果的な施策の運営、地域の魅力の発信といったものなので、流れとして異質な感じにもなるという議論にもなり、その辺は全体を見据えてという形になるのではないかとも思っていた。

(横山委員長)

仮にここの部分に入れたら、何かもう少し誤解の生じないような文章にできるか。

(庁内検討プロジェクトチーム)

まずは、条文として盛り込みたい趣旨については相違ないか。

(横山委員長)

相違ない。むしろ検討委員会のこれまでの議論を非常に素直に表現していただいたということで、非常に感謝しているが、素案としてはわかりにくくなっているところがあるので。

(庁内検討プロジェクトチーム)

条例の見直しについては5年が基本で、運営についても検証して公表するのが3年が基本という点についてもよろしいか。どちらも同じスパンであれば、第1項と第3項を一緒にしやすいとは思ってはいたが、それぞれスパンが違うものですから、やや分離した形にはなるかと思う。あとは各項目の中で表現をわかりやすくするという作業になると思う。

(横山委員長)

検討委員会の議論としては、どうしても中間的な公表だというニュアンスだったので3年ということになった。

(板本委員)

第1項が第2項に連動し、第3項はまた別だと言うのであれば、この“ 検証する ” というのはやはり市長が検証するとなるのだが、ここに市民は入らないのか。まちづくりが条例に沿って進んでいることの検証は市長がするのか。ここにどうして市民が入らないのか。

(横山委員長)

これは、市長がそれを検証した結果を公表するわけだが、その時に市民の意見をどういうふうに反映するかについては市長がどう判断するかによると思う。そこは曖昧にしてある。

(長尾委員)

やはりこの3項の内容には市民が入らなければいけないと思う。そこまで規定した方がきつとわかりやすいのではないか。この前は自治推進会議を入れないと決めたが、今こうやって素案ができて改めて議論している時に、やっぱり1項と3項がおかしいと思うのであれば、ここはまた戻るかもしれないけれども議論するところなのではないか。

(横山委員長)

なるほど。これまでの議論で多く出ていたのは、条例に沿ってまちづくりが進められているかどうかということについては、市民の側から主体的に議論したり検証したりといった自主的なアプローチがあるのではないか、それに対して行政がいろんな形で資料提供をすることはある、ということ考えていたわけである。ただ最終的にはやはり市がそういった結果を公表しなければいけないのではないかとということで、このようになった経緯はある。

(川田委員)

私はこれで読み取れると思う。第1項にも“ この条例が社会情勢変化等に対応した内容となっているかどうかを ” という目的を入れてもらったし、第3項にも“ この条例の趣旨に沿ってまちづくりが進められているかどうかを ” という目的が入っている。“ 検討 ” と “ 検証 ” という漢字一字の違いだけではなくて、この目的まできちんと書いていただいているので、これはこれで丁寧に読めば十分に読み取れると思う。

(木下委員)

第3項の検証の主体は市長なのか。市長が検証するにあたって市民がアプローチするという事なのか。

(横山委員長)

いえ、おそらく市民においても自主的なそういう検討が行なわれるだろうということである。

(木下委員)

それは第3項にある検証とはまた別ということなのですね。

(横山委員長)

はい。だけどそれだけではちょっと不十分じゃないかということで、やっぱり市のほうがちゃんとその結果の公表や検証をする必要があるのではないかという趣旨である。川田委員の言うようにこのままでも読み取れるのであれば、まったく問題はないのだが。

(川田委員)

読み取りにくいとは思う。

(大久保委員)

第3項の見直しについては、この前の議論の中では、例えば市民が1年に1回程度でも集ってまちづくりや条例を自主的に見直していくようなものが動くのであれば、定期的にしっかりと組織しなくても良いのではないかという話だった。しかし、その部分が、この素案ではこれをさっと読むだけではわからなくなっている。市民は市民で見直しながら、また市長は市長でしっかりこの3年を超えない期間で見直すというようなことを解説等で触れていけば、その両方がしっかり見ているのだということがわかると思うので、そこから辺が入っていれば良いと思う。

(横山委員長)

そうすると、この素案を活かす場合には、例えば条例の前段のほうに第3項を移すことになるだろう。つまり、第1項と第3項というのは、似ているようだけれどかなり違っていることを言っているわけである。条例に沿ったまちづくりをやっているかどうかという話と、条例が古くなったかどうかという話とは違うものである。だから同じ1条の中に入れるとわかりにくいのではないかという気がする。だから別なところ、例えば基本原則や条例の目的、条例の位置付けのところこれを移し、そして大久保委員の言うように解説をしっかりとすればこの素案の文章で良いと思うが、いかがか。

(丸藤委員)

総則のところに加えるのはいいのだろうか。私は法律の専門家じゃないので、順序立てなどがわからないのだが。あれだけ議論して出てきた案なので大切にしたいと思うが、場所の問題だということであれば、とくに第3条は最初のほうに入れたほうが良いのではないだろうか。

(板本委員)

第3項は見直しではないのだから。

(丸藤委員)

だから、総則の中にあっただ方が確かに見やすいのではないかと思う。

(横山委員長)

それに第3項は、見直しということよりももっと重いことのような感じがする。

(丸藤委員)

多分、見直しよりも重いことだし、そこに市民の側の自主的な動きに関することが解説などにも入れれば、それは相当重いというインパクトがあるのではないかと思うので、前の方に入れた方が良いのではないかと思う。

(事務局)

事務局でも文書法制担当と話したのだが、やはりこの条文そのものは見直しではない。趣旨的に

言えばおそらく条例の位置付けといった部分で、この条例に沿った市政運営をすることや、この条例に沿った個別条例を制定することといったような性格の条になると思う。そしてその趣旨にあった見直しが進められていくのだろうと思うので、そういったところに入れたほうが、おそらくすんなりとわかりやすいのだろうということは、条文を作っていく議論の中ではあった。

(板本委員)

他自治体でそのようなまちづくりの進捗状態について検証するような条文があるものはあるか。

(事務局)

苫小牧のように推進会議などで毎年報告しているようなところも散見されるし、かといって全ての条例で見直し条項を入れているかということもそうでもない。本当に千差万別である。ただ、毎年公表するという点に関して言うと、この条例の趣旨でもあると思っているので、その点ではなんとか条例の中には盛り込みたい項目ではあると思っている。

(横山委員長)

では、これについてはどうするか。条例の位置付け、あるいは総則、基本理念、基本原則といった中に、素案の第3項を移しかえるということではどうか。

(敦賀委員)

それが良いのかもしれない。

(横山委員長)

どこに入るかはまだ議論する余地があるが、そっちのほうへもって行くということではいかがか。

(川田委員)

これを尊重しなければいけないというものがどこかに入ると思うが、その近くに持って行けばいいのではないか。

(横山委員長)

そうですね。

(川田委員)

1項、2項は問題ないんですね。

(横山委員長)

そうです。そうすると、この章のタイトルとしては、“条例の見直し”という表現でよくなる。“及び検証結果について”を省くということで、そして第3項を他のところへ移すということにしたいと思う。

異議なし

3. 用語の定義について

(横山委員長)

用語の定義、つまり条例の中でちゃんと説明しておく必要があるだろうと思われる用語について、次回までに挙げて21日までにそれを事務局のほうに提出していただきたい。例えば稚内市では“まちづくり”、“市民”、“市”、“参画”、“協働”等については言葉の意味を条例の中で説明している。こういったものを各委員のほうで抽出していただければと思います。稚内のようにこういう言葉の意味という形で載せるかどうかはまた議論したいと思うが、どうしてもこの条例の中でこだわっておかなくてはならない用語、定義づけが必要な用語について、これは必要だというものがあたら出していただきたい。

(川田委員)

単語を並べればいいのか。

(横山委員長)

そうです。それを議論したいと思う。

(木下委員)

事務局から、今まで一応かたまった条例案のまとめたものは出せるのか。

(事務局)

出せません。

(木下委員)

それを配布してもらって、見ながらでないと。

(事務局)

今日の会議が終わるまでに打ち出してお渡しする。

(横山委員長)

では、用語の抽出だけにとどまらず、場合によっては考え方などもあれば、併せて出していただきたいと思う。

4. 行政運営（総合計画，基本計画，財政運営，行財政改革について）

(横山委員長)

それでは、行政運営について。これも協働や市民参加などと同じように非常に重要な部分になる。今日と明日はそれについてやっていく必要があるのだが、そのためにやはりある程度知識を仕入れておかなければいけないということで、今日はまず配布資料にもとづいて事務局から説明いただき、おそらく議論は明日ということになるのではないかと思う。それでは、説明をお願いします。

事務局より資料に基づき説明

(休憩中)

(横山委員長)

私から若干、事務局が解説していない部分をお話しすると、総合計画と基本構想というのは議決が必要ということであるが、基本計画、実施計画とより具体的になると、これらはそういうことは必要ない。ただ、自治体によっては、基本計画も議決を必要としている自治体がだんだん増えてきている。それで基本計画は基本構想よりはより具体的なので、そこまで議会が議決するということに対して、議会側と行政側で結構意見が分れることもある。行政側からすれば、市民の委員会などを作ったり、ワークショップも行なって十分意見を聞いているから議決を得るのは今までどおり基本構想までで良いだろうと言うケースもあるし、議会の側が基本計画までは議決事項にしてほしいというところもある。

ただ問題は総合計画の中身である。基本計画がかなりラフなものであれば議決してもしなくてもいいのだが、それを最近では基本計画で相当細かいことまで、財政計画と連動させているような自治体もだんだん増えてきている。そうするとやはり議会で議決しなければという話にもなってくる。

函館市の場合基本計画自体は、濃密に作っているというよりは裁量の余地があるような形になっているか。

(事務局)

体系的には基本的に主要施策なども含めて、個々具体に出している。ただ全ての行政分野にわたった計画ということになっており、また総合計画を策定時にも特別委員会で議論していただきましたので、そういう点では議決が必要ということにはなっていない。

(横山委員長)

なので、例えば総合計画、基本構想だけが今、要議決になっていますけれども、それを踏まえて自治基本条例を作ったとしても将来的に基本計画も議決事項になった時には、自治基本条例もその時点で変えなくちゃいけないということはある。

函館市の職員数はどのような状況なのか。

(事務局)

新5カ年計画の後ろから3ページ目、定員管理の適正化目標として掲載しているが、人口規模や産業構造が似ている規模の類似団体と、中核市で同じ権限を持っているということで青森市、それと旭川市も北海道内の人口30万人都市で同じ中核市ということでこれらの職員数を比較した表がある。

(横山委員長)

類似団体よりは職員多い。消防や病院などについてはその自治体の性格があるので一概には比較できないが、一般行政の部分、市長部局のレベルで言えば、比較すると普通会計レベルでは職員数は多い、超過していると。合併を伴ったということもあるかと思うが、そういうことも自治基本条例に盛り込む行政運営に関連して、皆さんの頭の中に入れておいていい問題だと思う。

それからもう1つ聞きたかったのは、旧市町村の戸井支所、恵山支所、椴法華支所、南茅部支所とあるが旧役場時代に比べて職員数激減しているか。

(事務局)

削減し、職員数は約半分になっている。

(横山委員長)

半分ぐらいか。一応どれも総合支所なのか。

(事務局)

いえ、通常の支所である。

(横山委員長)

では、最初から亀田支所などの位置付けと同じような扱いなのか。

(事務局)

部長級職員をおいているので、部としての支所である。亀田支所等は課長級職員が支所長で市民部の中の組織になっているが、合併4支所については部として独立した支所ということになっている。

(横山委員長)

でも、職員は半分ぐらいになったということによいか。

(事務局)

はい。

(横山委員長)

それから財政運営について。おそらく第三セクターは第三セクターで、行政運営の中で財政運営と別個にやらなくてはならないと思う。経常損益を出しているところが多いのか。

(事務局)

これが全国共通様式なので、こういった表になる。第三セクターは、出資比率は25%を超えるもの、もしくは継続的に財政援助をしている団体ということである。第三セクターについてはまた説明する項目があるので、その時に出資比率等も説明する。

(横山委員長)

函館バスは出資比率は25%ぐらいなのか。

(事務局)

いえ、25%はない。

(横山委員長)

なぜここに入っているのか。

(事務局)

継続的に財政援助をしているということで入っている。函館バスへの出資比率は13.8%ということで出資比率は25%を下回っているが、継続的な財政援助があるということで、資料に載せている。

(横山委員長)

なるほど。この中で25%を超えているのはどれか。出資比率全部わかるなら教えて欲しい。

(事務局)

資料の47ページ掲載している。そういう意味では函館バスと空港ビルディングについては、函館バスには補助金、空港ビルディングについては貸付金の財政援助がございますので、第三セクターとして載せている。

(横山委員長)

これ当該団体からの補助金というのは函館バス入っていないけれども。

(事務局)

ちょっとわかりづらいのだが、函館バスの場合特別利益の中に入っており、資料上で見えてこない。本来はここに補助金などが拠出されていることが出てくればいいのだが、全国的な統一様式で表現するところなる。

5. 行政運営（行政評価、行政手続、危機管理について）

(横山委員長)

それでは、続いて行政評価と行政手続、危機管理について事務局より説明を頂きたい。

事務局より資料に基づき説明

(横山委員長)

それでは、行政評価、行政手続、危機管理について、質問、意見等あれば出していただきたい。

(板本委員)

行政評価の中で、外部評価としてどのような手法を取り入れているか知りたい。

(事務局)

今現在、外部評価を取り入れている行政評価を函館市では実施していない。

(板本委員)

そうするとこの評価というのは、あくまでも行政の中でやっているのか。

(事務局)

そういうことになる。ただ、新5か年計画の35ページにあるように“事業仕分けによる事務事業の見直し”の具体的な取組みという欄に、「市民、学識経験者、事業者等の第三者評価を入れた事業仕分けの実施」ということで、今まさに事業評価的な事業仕分けを実施している真っ最中である。最終的には一定程度の事業量を第三者機関などを作って評価していただくというような仕組みを今作っているところである。

(板本委員)

今、国の機関もほとんど、国民の目からの評価が必要と言っている。

外部評価は役所もやり始めているが、やはり外部評価をどんどん入れてほしいなと思った。

(横山委員長)

厳密に言うと行政評価というのは、政策評価、施策評価、事務事業評価というのに分かれるわけ

で、この“事業仕分け”というのはどれにあたるか。

(事務局)

事務事業評価に近いものである。予算事項ごとに実施することになる。

(板本委員)

評価は、同じ部の中でやるのか。違う部の方がよそから見て評価することは無いのか。

(事務局)

今基本的には、まずは事業施策の執行部が自己評価を行なうという取り組みを進めている最中である。

(川田委員)

20ページの冒頭なんですけど、“行政庁の行なう処分の”というくだりがあるんですが、この行政庁っていうのは函館市だけのことを言っているのか。

(事務局)

行政庁というのは、その処分権限のある行政庁のことを指す。そういった意味で幅広いものである。その権限をもっていけば国も道も“行政庁”になるし、もっと言うと今は指定管理者でも許可権限があれば、これは行政庁になりえる。いわゆる行政の公権力を行使する権力をもっている庁。そういったものが行政庁と言われている。

(横山委員長)

これは先程、先進自治体は政策評価もやっているというようなお話だったが、どの程度実施されているのか。

(事務局)

政策評価、施策評価、事業評価、どこに大別されているのかは別にして、都道府県レベルでは98%、政令指定都市では100%、中核市レベルでは97%の都市が何らかの形の評価を実施している。

(横山委員長)

先ほど先進自治体といていたが、先進自治体とはどういう自治体を指すのか。

(事務局)

個別にその事務事業評価をするにとどまらず、やはり政策の体系までもっていつているようなもの、最終的な政策の目標達成度といったものまで評価している市などを、ここでいう先進自治体という表現を使わせていただいている。個別の事務事業の評価にとどまらない。その事務事業を評価したのちの政策、方針、市の施策や政策の方針といったものまで評価しているということを先進的な事例というふうにとらまえさせていただいた。

(横山委員長)

一方でどこまで可能なのかという問題はある。数量で全部測れるかということそうでもない。

(板本委員)

数字でなかなか表すことができないから、難しい。

(事務局)

そういった意味で、政策の評価というものについては、やはり内容が抽象的になってしまうので、評価の難しさというものはある。取り組みの中では、先目標を数値化して、それに対する目標達成度といったものをやっていく仕組みもある。

(横山委員長)

次回までいいのだが、そういったところの数字を出して、具体的に見れるものがあれば資料として出していただきたい。

(事務局)

わかりました。

(横山委員長)

いつも思うのだが、数字で何もかも測れるのかなということが一方で常にある。なかなか難しい問題ですよ。函館市の事業仕分けについては数字でやっているのか。

(事務局)

当市の評価は数字では出さない。出さないというより出せない。

(横山委員長)

今、結構事務事業の仕分けをしたり、見直しをしたりといったところが結構多い。ただ、行政評価でどこまでやれるのだろうかというのがある。一方で、確かに色々な無駄な事業などもあったのでそれを評価する必要はあるのだが、もう一方で何もかも行政評価に頼るわけにもいかないという、そんな感じはもつ。数字で何でも測られるということでもないのではないかという感じがする。

事務局からすると、一部の学者が行政評価の時代だと言っているが、自治体の現場からすると、少し乖離していないか。

(事務局)

今までがあまりにも行政の活動を皆さんにお知らせしなさ過ぎているのだろうと思う。あくまでも説明責任、それから透明性の確保、要はこの予算はこういう業務のこういう人工をかけてこんなことをやっていますということをお伝えするというだけでも、やはり職員の意識の違い、レベルの向上につながってくるのではないかと思う。ただ本当に膨大な作業があり、これも形態化してしまうと作業のための評価ということになってしまうので、うまく活用できるシステムづくりができればその行政評価は成功だろうと思う。なかなかそこまでたどりついてないというのも実態としてあると思う。

(川田委員)

この総合計画の最初のところでいろんなこと書いていますよね。これについて全部ブレイクダウンするのか。具体的な施策等まで段階的に落としていくわけですか。

(事務局)

具体的には「まちづくり3か年計画」というものを策定し、今度それが予算書に表れる。ただ「まちづくり3か年計画」がすべて予算化されるということではない。施策の方向性なので、当然施策の優先順位や、厳しい財政状況の中で限られた財源をいかに有効配分するかという定義になるので、全てに予算をつけるということは無理だと思う。

(川田委員)

例えば8ページから10ページなどにあるようなものは、これはただ単に分析してみせたというだけではなくて、これについて函館市としては対応していかなければいけないものとして計画に上がってきているわけだと思うが、これについて全部やるということか。

(事務局)

基本姿勢を表すためにいわゆる各論部分としての5つの計画分野において、体系ごとに施策を組んでいる。

(横山委員長)

基本構想だからかなり抽象的ではある。基本計画にも、もっと具体的な数値目標を入れているところもある。むしろラフな総合計画が多いのだが、総合計画についてどの程度私たちは考えて、どの程度自治基本条例に盛り込んでいったらいいかということになると思う。

あまりにも財政計画と連動させると、総合計画も基本計画のようになってしまいうだろうし、もう少し幅のあるほうが良いのだろうか。それとも、出来るだけ財政計画と連動させて現実味ある基本計画にしておいたほうがいいのか。

(事務局)

少なくともまちづくりの計画は10年先を見据えているが、これだけ目まぐるしく地方財政の動

きがあると10年先の財政運営って想像ができるかどうかということで、かなりアバウトな財政計画になり、その財政計画と連動した10年先の企画というのはなかなか難しい。やはり今の財政で3か年先を読むというくらいでやっていかないと難しい。

(横山委員長)

総合計画等については、よく多治見市がモデルとして取り上げられているので、今度資料として配布して欲しい。

(事務局)

はい。

(川田委員)

条例にはどの様な感じに、どの程度まで書くのか。

(横山委員長)

それは各委員の判断である。もちろんいろんなケースはあるが、他都市の例を見ると、“市はまちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画を策定しなければならない”とか計画策定に当たって市民が参加する検討委員会を作ること、あとは、適切な進行管理と定期的な公表をすることなど。この程度の書き方である。非常に大雑把であるが、例えばここで“財政計画と連動させるように努めなければならない”と書くことも可能だとは思う。ただ、函館市の場合そこまでは現在やっていないということなので、それを書くのは難しいだろう。どの程度書くかということになる。

市民の検討委員会は作らなければいけない、といったことはあるだろうと思う。

(川田委員)

先日の新聞に、函館市が今年度は地方交付税がたくさん来たといった記事が載っていたが、財政の基本というのはそんなに不安定なものなのか。

(事務局)

函館市の財政というのは、いわゆる市税と交付税で5割を占めている。ただ、他の自治体と比較して圧倒的に違うのがその5割の構成率で、市税が極端に少なく、交付税が極端に多い。当然、市税が少ないものは都市間の公平を保つということで地方交付税がいっぱいくるのが制度なのだが、そういった制度に頼っているということである。ということは、国が例えば地方交付税を一律1%削減するとすると、300億からなる交付税であるので、これだけで大雑把に言うと3億という財源が入ってこなくなってしまう。そういった意味で交付税をもらわないで、自分の市税だけでやっている自治体がやはり一番財政的に強い。いわゆる財政力指数が1を超えるようなもの。例えば今の名古屋近辺、中京近辺に比べてやはり北海道などはやはりまだ交付税に頼っていて、国の制度の変わりによっては一気に財政状況が好転もすれば悪化もしていくというような脆弱な体質であるということは間違いない。

(横山委員長)

色々なケースがあるが、総じて言えるのはやはり、説明にあったように交付税に頼っているところは厳しいことは間違いない。ただ市税収入がものすごく多いところでも、景気が落ちると、その町税収入も激減することもある。そうするとその痛手は大きい。その分また交付税は入ってはくるが。昔は景気のいい時に貯金して景気の悪い時に貯金を出してくるということがあったのだが、今は景気がずっと悪く、交付税だけがずっと減らされているので、貯金もどんどん取り崩してなかなか貯められないというケースも多いのではないだろうか。

(川田委員)

“基本計画には財政を配慮しなければいけない”といったことを書く程度なのではないだろうか。

(横山委員長)

財政運営の方にどれくらい書くかということもあると思う。

6. 行政運営（個人情報保護について）

（横山委員長）

では、次に個人情報保護の説明をお願いします。

事務局より資料に基づき説明

（横山委員長）

この個人情報保護に関しては、行政運営のほうに入れることも出来るし、情報の共有の中に入れることも出来る。情報共有について検討した際には、個人情報保護についての議論も既にしており、「個人情報の保護に関しては市は市が保有する個人情報を適正かつ厳重に取り扱います。」「市は個人情報の開示請求等の権利を保証します。」といった表現になっている。もちろんこれを行政運営の方に移し替えることも可能であるが、現段階では情報の共有に入っている。

それでは行政運営について事務局からの説明が全部終わってから議論したいと思う。

7. 閉会